

29. 4. 6 組織委員会

ここで、委員長の就任の御挨拶がある。

三石委員長 皆様の御推挙により委員長となった三石文隆である。1年間、議会運営委員会の円滑な運営に務めてまいるのでよろしくお願いする。

土森年長委員 以上で、私の役目である委員長の互選は終わった。御協力ありがとうございました。

2. 副委員長の互選について

三石委員長 これより、副委員長の互選を行う。
互選の方法はいかがでしょうか。

(「投票」との発言あり)

三石委員長 「投票にせよ」という発言があるので、これより副委員長の互選を投票によって行う。

お諮りする。投票の方法は単記無記名である。所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願う。

その他の選挙手続は、全て正副議長選挙の方法によりたいが、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 御異議ないものと認める。よって、さよう決する。
立会人に、土居央君、西森雅和君を指名したいが、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 御異議ないものと認める。よって、立会人に土居央君、西森雅和君を指名する。御両人は、御了承願う。

投票用紙を配付させる。

(投票用紙配付)

三石委員長 投票用紙の配付漏れはないか。

(なし)

三石委員長 配付漏れなしと認める。
投票箱を改めさせる。

(投票箱点検)

三石委員長 異常なしと認める。
点呼に応じて、順次投票願う。

29. 4. 6 組織委員会

	(氏名点呼) (各委員投票)
三石委員長	投票漏れはないか。 (な し)
三石委員長	投票漏れなしと認める。 投票を終了する。 開票を行う。土居央君、西森雅和君、立ち会いを願う。 (開 票)
三石委員長	選挙の結果を御報告する。 投票総数10票 有効投票10票 有効投票中 橋本敏男君 9 票 桑名龍吾君 1 票 以上のおりである。 この選挙の法定得票数は3票である。よって、橋本敏男君が副委員長に当選された。 ただいま副委員長に当選された橋本敏男君に、本席から告知をする。 ここで、副委員長の就任の御挨拶がある。
橋本副委員長	副委員長に当選した橋本敏男である。1年間、三石委員長を補佐してまいるのでよろしく願います。

3. 委員席の指定について

三石委員長	次に、委員席を決定したいと思う。 ただいま御着席されている席を順に前に詰めていただき、そのお詰めいただいた席を委員席に指定したいが、御異議ないか。 (異議なし)
三石委員長	それでは、さよう決する。 (事務局、名札を置く)
三石委員長	総務部長、前の席へどうぞ。

4. 本会議の運営等に関する申し合わせ事項について

(1) 本会議での会派別・会期別発言者数等

三石委員長	次に、本会議の運営等に関する申し合わせ事項についてである。 まず、本会議での会派別・会期別発言者数等についてである。
-------	---

29. 4. 6 組織委員会

初めに、1ページの資料1、一括質問の会派別・会期別発言者数については、4月1日付の会派異動があったため、見直しを行う必要がある。

このことについて、たたき台としての案を事務局から説明させる。

横田議事課長

それでは、資料1をごらん願う。

下段の表は平成28年4月5日の議運で決定された現在の会派別・会期別発言者数の内容を記載したものである。

先ほど、委員長から説明があったように、4月1日付の会派異動により、自由民主党の年間発言者数が2人ふえて19人となっている。

これを踏まえたたたき台としての案が上段の表で、網掛けをした部分に変更箇所である。他会派に影響を与えないようにするため、新風・くろしおの会に割り当てられていた12月定例会と2月定例会の発言者数を、そのまま自民党の発言者数に加えている。この結果、総発言者数は6月定例会、9月定例会、12月定例会がそれぞれ8人ずつ、2月定例会は11人ということで、定例会ごとの総数については変更ない。

説明は以上である。

三石委員長

それでは、御意見はないか。

(なし)

三石委員長

それでは、一括質問の会派別・会期別発言者数については、案のとおりとすることで御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

次に、2ページの資料2、一問一答の会派別・会期別発言時間についても、4月1日付の会派異動があったため、見直しを行う必要がある。

このことについて、たたき台としての案を事務局から説明させる。

横田議事課長

それでは、資料2をごらん願う。

一問一答による質問は、2月定例会及び9月定例会において2日ずつ行われている。発言時間はそれぞれ600分の計1,200分である。

各会派への発言時間の割り当てについては、基本的に会派所属議員数に応じて割り当てることとなっており、それぞれの会派の枠に小数点まで記載している数字が、その案分値である。自由民主党は所属議員数が2人ふえて21人となり、その発言時間は計685分になる。その他の会派については、これまでと変更はない。

説明は以上である。

三石委員長

御意見があればどうぞ。

(金岡オブザーバー、挙手)

三石委員長

金岡議員、どうぞ。

29. 4. 6 組織委員会

金岡オブザーバー 案分値は分かるが、1人当たりでいうと、例えば公明党は100分を3人で割ると33分、共産党は130分を4人で割って30分程度。案分値では確かにそうだが、質問時間として30分をお願いできればと思う。

三石委員長 急にこういうことになったものではないと思う。議事課長、経過を説明願う。

横田議事課長 9月、2月にそれぞれで600分の質問時間があり、自民党など他の会派では9月、2月のそれぞれで発言の機会がある。1人会派は9月にしか発言の機会がなく、案分の仕方についても、先例に基づいている。

金岡オブザーバー 資料の4ページによれば、私の発言は20分。新風・くろしおの会にはあと10分ほどのせられている。原因は、一括質問を行った者は一問一答をできないとしていることにあると思う。そうであれば、一括質問を12月定例会にさせていただければ、一定質問時間を確保できるのではないかと考えている。

三石委員長 いろいろあると思うが、議事課長の話のとおり先例に基づいていると思う。

土森委員 1人会派については、割り振って20分となった経緯がある。御了承願いたい。

桑名委員 20分をふやすということになると、どこかの会派が譲らないといけませんが、そういう会派はないと思う。

三石委員長 御不満もあろうかと思うが、先例に倣っているので御了承願う。

金岡オブザーバー 2月定例会に割り当てられている一括質問を12月にすればできるのではないか。

横田議事課長 2月定例会は当初予算が出る時期でもあるため、重要な議会である。明文化されてはいないが、2月定例会に一括質問で全会派が発言できる機会を設けている。

三石委員長 何とか、御了承いただきたい。

(了 承)

三石委員長 思いは承った。それでは、案のとおりとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

(2) その他

三石委員長 次に、3ページの資料3、本会議の運営等に関する申し合わせ事項のうち、先ほど御協議いただいた事項以外で検討を要する事項があれば、次回以降の議運で協議することとするので、事務局まで申し出を願う。

(了 承)

5. 説明員席の変更について

三石委員長 次に、13ページの資料4、説明員席の変更についてである。
このことについて、総務部長の説明を求める。

(梶総務部長、説明)

- ・ 組織再編に伴う変更

三石委員長 質問はないか。

(なし)

三石委員長 それでは、このことについては、ただいまの説明のとおり変更することで御了承願う。

(了承)

6. 前期議会運営委員会からの引継事項について

三石委員長 次に、14ページの資料5、前期議会運営委員会からの引継事項についてである。
このことについて、事務局の説明を求める。

横田議事課長 それでは資料5をごらん願う。

前期議運からの引き継ぎ事項について説明する。

質問要旨、いわゆる定稿についてであるが、平成18年9月の議運決定を踏まえ、現在、一部の議員に配付されている。この取り扱いについて、今期の議運で整理するよう、申し送りがなされた。

このことについて、議運での協議の経過を簡単に説明させていただく。

当時の記録を見ると、平成18年7月の議運で、議員から質問要旨、定稿を議員全員に配付してはどうかとの提案があった。

これに対し、事務局から、作成している執行部の了解を得てのことになるとの説明をし、また執行部から参考意見として3つの課題が挙げられた。

1点目は、質問要旨は答弁の準備のために質問議員個々と調整の上で作成し、対外的に公表することを目的としたものでないことから、基本的に一律に全員に配付することには問題があると考えていること。2点目は、当日の朝に配付した場合であっても、当日になって質問内容が変更になる場合があり、その際の事務手続が緊急を要すること。3点目は、朝配付すれば、後で質問する方の質問内容が先に質問する方に分かってしまうので、後で質問する方の作戦が狂ってくることも考えられるということである。

こうした意見を参考に、平成18年9月の議運において、一律に全員に配るとか、一切配らないとか決める必要はなく、現状のとおり個々の議員の申し出により対応するとの決定がなされたものである。

議運決定から、10年以上が経過し、このような取り扱いをご存じない議員がたくさんいらっしゃることも、また質問要旨が配付されることについてはさまざまな御意見があると思われることから、今期の議運で整理するよう、申し送りがなされたものである。

29. 4. 6 組織委員会

説明は以上である。

三石委員長 　ただいま説明のあったこの件については、6月定例会の招集告示後の議運で決定いただくよう御協議願いたいと考えているが、質問要旨、定稿の各議員への配付について各会派の御意見があれば、発言願う。

桑名委員 　最近の状況を整理すると、自民党会派はもらっていないという状況にある。質問者の了承をもらってから、行うべきではないかと考えている。

西森委員 　事務局に確認だが、執行部のほうがいいのかもかもしれないが、定稿をマスコミももらっていると思う。定稿は公文書という扱いになるのか。
議員が持っていないものを議員以外の者が持っているのはどうなのか。
定稿の配付については、会派では、全員に配ってから聞くほうが分かりやすいのではないかと考えている。

横田議事課長 　公文書の定義は、情報公開条例で、職員が職務上作成し又は取得した文書であって、組織的に用いるものとされているので、公文書に該当すると考えている。ただ、今回は各議員に提供するか否かの方法論であると考えられるので、議運で協議して考え方をまとめていく必要があると思う。

石井委員 　県民の会でも話をした。定稿があるほうが分かりやすいので、各議員の許可で配付してもよいのではないかと考えている。
また傍聴者についても、質問の内容が分かりづらいという声があるので、配付してはどうかと考えている。

三石委員長 　では、どういう形で配ると考えているのか。

石井委員 　傍聴受付でと考えている。

三石委員長 　ほかの御意見は。

土森委員 　質問は個人のもの。質問者の了解を得てから行うべきものであって、全員に配付するものではないと考えている。

西森委員 　マスコミへの配付もされていると思うが。

三石委員長 　今、マスコミへの配付はどのようにしているのか。

梶総務部長 　執行部で。

土森委員 　議員に了解を得てから配るべきではないか。

米田委員 　公文書であれば、個人の意見が必要かということにもなるが、個人の質問の内容に関する話であり、6月定例会までまだ日があるので、会派に持ち帰り、次回の議運で協議してはどうか。

29. 4. 6 組織委員会

- 三石委員長 公文書に該当するのか。
- 横田議事課長 県が職務として作成し、組織で用いる文書なので、公文書であると考えている。
- 梶総務部長 執行部としても、公文書であると考えている。
- 西森委員 6月定例会までまだ時間があるので、次回の議運で協議してはどうか。
- 坂本(孝)委員 私は公文書に該当しないと考えている。基本的に議員がつくった原稿をもとに作成したものである。
公文書とするのであれば、公文書の保全ということも考える必要がある。
- 西森委員 次回の議運で、まだ間に合うのか。
- 横田議事課長 6月定例会の招集告示後の議運で協議していただければ。
- 三石委員長 それでは、この件については、各会派で御協議いただき、次回の議運で協議することで御異議ないか。
- (異議なし)
- 三石委員長 それでは、さよう決する。

7. その他

(1) 事務局の組織

- 三石委員長 次に、その他である。
まず、15ページの資料6、事務局の組織についてである。
4月1日付で、事務局の人事異動があったので、幹部職員及び議運等の担当職員の紹介をさせる。
- (事務局職員、自己紹介)
- 三石委員長 よろしく願います。

(2) 夏季の服装

- 三石委員長 次に、夏季の服装についてである。
このことについて、クール・ビズの開始時期は、執行部の開始時期にあわせることとし、なお議運で再確認するとされている。
執行部においては、16ページ資料7のとおり、5月1日から10月31日までの間、軽装での執務を予定している。
高知県議会においても、同時期における議会活動については、執行部と議会事務局職員を含め、開襟シャツ、ノーネクタイ、ポロシャツでも基本的には自由ということではいかか。

29. 4. 6 組織委員会

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

(3) 高校生フォトコンテスト

三石委員長 次に、17ページの資料8、高校生フォトコンテストについてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

横田議事課長 それでは、資料8をごらん願う。

第2回高知県議会高校生フォトコンテストの概要について説明する。

まず、第1回フォトコンテストの実施状況であるが、高知の魅力と高知の自然をテーマに作品を募集し、11の高校の52名の生徒さんから87作品の応募をいただいた。入賞作品の議会だよりへの掲載やマスコミ報道などを通じ、開かれた県議会の取り組みに一定貢献することができたのではないかと考えている。

第2回のフォトコンテストでは、さらに多くの高校生の皆様から御応募いただけるよう、いくつか変更した点がある。

1点目は、テーマである。幕末維新博の開催に合わせ、さらに機運を盛り上げるという観点から、高知の歴史というテーマを新たに設けることとした。2点目は、応募方法である。前は写真を郵送していただくこととしていたが、今回は電子メールによるデータの送信とすることで、応募者の負担の軽減を図った。3点目は、入賞者に贈呈する図書カードの金額を増額したことである。これらの変更点を募集要項に反映し、今月下旬から各高等学校等への広報を開始したいと考えている。

なお、審査方法の欄に記載のとおり、第2次審査を9月定例会招集告示後の議運閉会後に行うよう予定しており、その際、議会運営委員長を審査長として、議会運営委員会の委員及び正副議長の計12人の皆様に1人5票の投票を行っていただき、入賞作品を決定することとしているので、御協力をよろしくお願いする。

説明は以上である。

三石委員長 何か質問、御意見はないか。

(な し)

三石委員長 それでは、事務局報告のとおりで、御了承願う。

(了 承)

(4) 議会棟電気室の移設工事

三石委員長 次に、18ページの資料9、議会棟電気室の移設工事についてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

林総務課長 現在、議会棟本館の地下に配電盤等が設置された電気室があるが、地震や台風等風水害による浸水時には使用できなくなるおそれがあり、浸水時にも安定的に電源を供給できるようにするため、電気室を議会棟東側駐車場に移設する工事を管財課が計画している。移設する場所は、議会棟本館と昨年設置工事をした非常用電源装置との間である。工期は、4月21日から9月13日までと承っている。

29. 4. 6 組織委員会

工期のうち、4月24日から5月20日までの間、資料の網かけ部分の議員駐車場3台分の駐車スペースを工事ヤードとして使用するため、駐車場として使用できなくなる。また、5月20日以降工事完了まで、議員駐車場1台分の駐車スペースを工事ヤードとして使用する予定と承っている。この期間については、かわりの駐車場として、渡り廊下の南側の網かけ部分に駐車スペースを確保している。また電気室移設工事終了後、議員駐車場として常時利用できる駐車スペースは、24台で現状と変更はない予定である。従前から、本会議や委員会等で既存の議員用の駐車スペースが不足する場合は、管財課が駐車スペースの不足が生じないように対応していたので、今回も同様の対応をする。

屋内の工事については、立ち入る予定のある部屋は、地下の電気室、事務局、101応接室、1階の給湯室等限られた箇所だけの予定である。停電の伴う工事は、土日に行い、6月議会開会中は作業を中断するなど、できるだけ執務に支障が出ないように配慮して工事を行う予定と承っている。

説明は以上である。

三石委員長 何か質問、御意見はないか。

(なし)

三石委員長 それでは、事務局報告のとおりで、御了承願う。

(5) その他

三石委員長 最後に、その他である。

(なし)

三石委員長 それでは、本日の協議事項は以上である。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。